

① - 1

議 案 書

教育委員会
令和8年2月臨時会

議 事 日 程

- | | | |
|-------|---|-------------|
| 日 程 1 | 第 9 号議案 …………… | P 3 ~ 1 0 |
| | 長崎市民会館条例施行規則の一部を改正する規則及び長崎市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則 | |
| 日 程 2 | 第 1 0 号議案 …………… | P 1 1 ~ 1 4 |
| | 教職員の人事の内申について | |
| 日 程 3 | 第 1 1 号議案 …………… | P 1 5 ~ 1 7 |
| | 教職員の人事について | |

第 9 号議案

長崎市民会館条例施行規則の一部を改正する規則及び長崎市公民館
条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(長崎市民会館条例施行規則の一部改正)

第 1 条 長崎市民会館条例施行規則（平成 27 年長崎市教育委員会規則第
22 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 1 号中「の 3 分の 1 に相当する額」を削り、同項第
2 号を削り、同項第 3 号中「午後 1 時」を「午前 9 時」に改め、「の 4
分の 1 に相当する額」を削り、同号を同項第 2 号とする。

(長崎市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 長崎市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則（令和 7 年長
崎市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条のうち第 11 条第 1 項第 1 号の改正規定中「の 4 分の 1 に相当
する額」を削り、同項第 2 号の改正規定中「の 3 分の 1 に相当する額」
を削り、同項第 3 号の改正規定中「の 4 分の 1 に相当する額」を削る。

第 6 条のうち別表の改正規定中別表第 1 項及び別表第 3 項を次のよう
に改める。

別表（第14条関係）

1 文化ホールのホールの附属設備の利用料金の基準

区分		単位	金額 (1時間につき)
照明器具	ボーダーライト	1列	230
	フットライト	一式	160
	アッパーホリゾントライト	一式	300
	ロアーホリゾントライト	1台	170
	エリスポットライト	1台	80
	パーライト	1台	100
	ストリップライト（60ワット8灯）	1台	70
	ストリップライト（60ワット4灯）	1台	40
	スポットライト（1キロワット）	1台	70
	スポットライト（0.5キロワット）	1台	40
	ピンクセノンスポットライト（2キロワット）	1台	510
	ブラックライト	1本	80
	ミラーボール	1台	180
エフェクトマシン（デスク	1台	250	

	を含む。)		
	波マシン	1台	270
	ストロボ	1台	300
	星球	一式	280
	調光操作装置	一式	1,110
音響器具	音響拡声装置 (アンプ)	一式	760
	ワイヤレスアンプ (マイクを含む。)	1チャンネル	570
	プレーヤー	1台	210
	テープレコーダー	1台	170
	ダイナミックマイク	1本	90
	3点吊りマイク装置 (マイクを除く。)	一式	210
	ステージスピーカー	一式	200
	移動補助ミキサー卓	1台	230
ピアノ	スタインウェイ	1台 (調律料を除く。)	2,370
	グランド	1台 (調律料を除く。)	1,290
舞台器具	音響板	一式	1,190
	所作台	一式	1,000
	能舞台	一式	3,060

松羽目	一式	290
定式幕	1枚	180
大黒幕	1枚	110
紗幕	1枚	230
地がすり	1枚	390
映写幕	1枚	300
演壇	1台	150
金屏風 <small>きんびょうぶ</small>	1双	380
司会台	1台	50
指揮者台（譜面台を含む。）	1組	90
平台	1台	30
箱馬	1個	10
毛せん	1枚	40
上敷	1枚	40
ドライアイスマシン	1台	350
座布団	1枚	10
長机	1脚	10
備考 この表に掲げる附属設備を利用した時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

3 市民体育館の附属設備の利用料金の基準

区分		単位	金額 (1時間につき)
照明器具	ボーダーライト	1列	円 230
	アッパーホリゾンライト	1式	300
	スポットライト(1キロワット)	1台	70
	スポットライト(0.5キロワット)	1台	40
音響器具	アンプ	1式	220
	ワイヤレスアンプ(マイクを含む。)	1チャンネル	280
	テープレコーダー	1式	140
	プレーヤー	1式	150
	可搬拡声器具(マイクを含む。)	1式	190
	マイクロホン	1本	140
舞台器具	平台	1台	30
	演壇	1台	150
	組立ステージ	1式	1,230
机	1脚	10	
コインロッカー	円 1個1回につき10		

冷暖房設備	競技場	アマチュアスポーツに 利用する場合	11,220
		アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	20,710
大型換気設備	競技場	アマチュアスポーツに 利用する場合	無料
		アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	2,800
備考 この表に掲げる附属設備（コインロッカーを除く）を利用した時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1時間として計算する。			

附 則

この規則中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

令和8年2月25日提出

長崎市教育委員会

教育長 西本 徳明

理 由

利用料金の見直しにより、「長崎市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則」を令和7年12月25日付公布したところだが、第6条の長崎市民会館条例施行規則に規定する市民会館文化ホール及び市民体育館（競技場）の附属設備使用料について、市民に対する料金設定の分りやすさや施設の円滑な運営の視点も踏まえ、1時間単位の料金設定に見直しを行ったこと、また、市民会館文化ホール及び市民体育館（競技場）の利用時間超過の利用料金の規定について、条例改正により時間枠ごとの料金から1時間あたりの料金に見直したことを規則に反映していなかったことが判明したため改正したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市民会館条例施行規則 新旧対照表・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 1 0 号議案

教職員の人事の内申について

県費負担に係る教職員の任免その他の進退について、別紙のとおり長崎県教育委員会に内申する。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

県費負担に係る教職員の任免その他の進退について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 8 条第 1 項の規定による内申を行いたいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 3 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別紙」

・ ・ ・ ・ 当日配付

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（市町村委員会の内申）

第38条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第252条の7第1項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第252条の7第1項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があった県費負担教職員について第1項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見

を付するものとする。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(3) 県費負担に係る教職員の任免その他の進退について内申すること。

〔以下、略〕

第 1 1 号議案

教職員の人事について

教職員の人事について、別紙のとおり行う。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

市立長崎商業高等学校の教職員の人事について、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別紙」

・ ・ ・ ・ 当日配付

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（前号の教職員を除く。）の任免その他の進退に関すること。

〔以下、略〕